

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 育児休業中の国会職員に対する給与の支給の特例

育児休業をしている国会職員については、第五条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第七条の二の規定に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、同条の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当に相当する給与を支給すること。

二 附則

この法律は、平成十二年一月一日から施行すること。